

広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第3号

広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第1項の規定による議員報酬及び同条第2項その他の法令の規定による費用弁償の額並びにその支給方法については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 議員には、議員報酬及び費用弁償を支給する。

(議員報酬の額)

第3条 議員報酬は、議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第4条 議員報酬は、毎会計年度支給するものとし、会計年度の途中で議長、副議長又は議員となり、若しくは議長、副議長又は議員でなくなった場合の議員報酬の額は、日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して支給しない。

2 前項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法は、この条例に定めるもののほか、議長が別に定める。

(費用弁償の支給及びその種類)

第5条 議員には、招集に応じ、若しくは法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場に出席するため旅行したとき又は職務のため旅行したときに費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

(費用弁償の額)

第6条 費用弁償の額は、別表のとおりとする。ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが特別の事情又は当該旅行の性質上困難である場合の費用弁償の額は、旅費に関し企業長が定める管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により算出して得た額とすることができる。

(招集等に係る費用弁償)

第7条 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場に出席したときは、第5条第2項の旅行雑費に代えて公務諸費を支給す

る。

- 2 前項の公務諸費の額は、出席日数1日につき3,000円とする。
- 3 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場に出席するため旅行したときに支給する鉄道賃、船賃及び車賃は、議員があらかじめ議長に届け出た経路及び方法であって議長が合理的と認める経路及び方法により計算する。
- 4 前項の場合において、自家用車により旅行した場合の車賃の額は、前条の規定にかかわらず、議長が別に定める額とする。

(外国旅行に係る費用弁償)

第8条 議員が職務のため外国旅行をしたときは、費用弁償を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類例によるものとする。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、一般職の職員の外国旅行との権衡を考慮して議長が企業長の承認を得て定める額とする。

(費用弁償の支給方法等)

第9条 前4条の規定による費用弁償の支給方法は、一般職の職員の支給方法例によるものとする。

- 2 議長は、前項の規定により難いと認めるときは、費用弁償の支給に関して特別な定めをすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

別表(第3条、第6条関係)

区分	議員報酬又は報酬	費用弁償			
		宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費
		甲地方	乙地方		
議長	年額60,000円	14,800円	13,300円	3,000円	一般職の職員の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあっては、上級の旅客運賃の額
副議長	年額54,000円				
議員	年額42,000円				